

役員等報酬等規程

社会福祉法人 秋桜の会

役員等報酬等規程

社会福祉法人 秋桜の会

(総則)

第1条 社会福祉法人秋桜の会の役員等に対する報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬等の種類)

第2条 報酬等の種類は、月額報酬、特別報酬及び日当並びに会議出席交通費とする。

(月額報酬、特別報酬)

第3条 月額報酬は、理事長に対して支給する。

2 月額報酬の額は次のとおりとする。

理事長 予算の範囲内で都度定める。

3 新たに就任し、または退任した場合の月額報酬は、当該月の日割り計算によって支給する。

4 特別報酬は、理事長に対して支給し、秋桜の会の職員でない役員等に対して支給することが出来る。

5 特別報酬の額は、予算の範囲内において理事長が定める。

(日当、会議出席交通費)

第4条 日当及び会議出席交通費は、役員等に対して秋桜の会の主催する会議に出席したときに支給する。但し、理事長、秋桜の会の職員である役員等には支給しない。

2 日当及び会議出席交通費の額は、次のとおりとする。

(1) 日当 5, 154円

(2) 会議出席交通費 実費額を支給

3 (報酬等の改訂)

第5条 報酬等の額の改定は、理事会の議決による。

(退職金)

第6条 理事長が退任したときは、退職金を支給する。

2 退職金の額は、在任期間の年数に月額報酬の額を乗じて得た額とする。

3 前項の在任期間に1年未満の端数月がある場合は、その月数(1ヶ月未満の端数日は1ヶ月とする。)に月額報酬の額を12で除した額を乗じて得た額を、前項の額に加算する。

4 特別の事情がある場合は、前2項の規程によることなく、理事会の同意を得て理事長がこれを定める。

5 退任が死亡による場合は、その遺族に退職金を支給することが出来る。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会の議決による。

付則

この規程は平成 9年 4月 1日より施行する。

平成16年11月20日 改正

平成23年12月10日 改正

平成25年12月14日 改正